平成２６年（フ）第１８８号
神奈川県座間市相模が丘２丁目17番９号　ロイヤルハイツ301号
債務者　安部　丈治
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１９１号
相模原市中央区南橋本２丁目４番16―902号
債務者　小泉　弘子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２３９号
堺市堺区東湊町５丁307番地２トゥリオーニ堺Ⅱ102号、申立時の住所堺市西区鳳南町５丁647番地10
債務者　梅原　孝一
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３５号
堺市中区大野芝町205番地２　ＭＹコート大野芝109号、前住所堺市中区陶器北1691番地１　509号
債務者　洲見　浩司
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
長崎県南松浦郡新上五島町有川郷2603番地１
債務者　川竹　悦子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第３３号
北海道美唄市字美唄1071番地５進徳東団地23―91
債務者　和野　宏一
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５４号
北海道室蘭市白鳥台３丁目31番12―404号
債務者　本間　陽子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
盛岡市箱清水１丁目２番14号　いなり荘201号
債務者　村田　周子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１８９号
盛岡市仙北３丁目９番12号　藤川アパート１号
債務者　西城　奉子
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１９２号
岩手県八幡平市大更第20地割27番地１　十文字荘101号
債務者　吉川　　強
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８４号
愛知県一宮市西五城字中切16番地１　コミュニティタウン五城Ｃ―１号
債務者　西川あゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１６３号
愛知県一宮市小信中島字郷浦56番地１
債務者　柴山　　満
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第９９号
香川県丸亀市山北町392―１城南レークサイドハイツ6602号室、住民票上の住所香川県さぬき市志度479番地１
債務者　藤本　翔二
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２３号
香川県高松市松島町３丁目２番36号
債務者　野口　徳広
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２４号
香川県東かがわ市引田1818番地２　コーポつばさ202号
債務者　山口　貴史
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３０号
香川県高松市国分寺町新居301番地１　ダイアパレス国分寺311
債務者　篠原　香織（旧姓田城）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３３号
香川県高松市木太町5018番地34
債務者　福島　　学
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係